

# 仕 様 書

## 1 業務名

防火対象物定期点検業務

## 2 業務内容

消防法第8条の2の2、消防法施行規則第4条の2の4、同第4条の2の6、平成14年消防庁告示第12号に基づいて防火対象物定期点検を実施し、点検報告書及び点検票を作成し所轄消防署長へ提出する。

## 3 履行場所

別紙1「対象校一覧」のとおり

なお、対象校の教室等の配置については、別紙2「教室配置図」のとおり

## 4 履行期間

契約の日から令和5年3月10日（金）まで

## 5 業務実施計画

業務実施に先立ち、各施設の点検実施予定日を示した「実施計画書（様式1）」を作成し、履行開始前に委託者に提出するものとする。なお、特別な事由により実施日の変更の必要があるときは、委託者に報告し承認を得るものとする。

また、委託者の都合により実施日に変更があった場合、委託者は事前に受託者へ連絡するものとする。

## 6 結果報告

点検実施後に所定の様式により「点検報告書」及び「点検票」を2部作成し、1部は所轄消防署の受領印が押されたものを委託者へ提出し、1部は所轄消防署長へ提出すること。

## 7 業務完了報告

受託者は、業務完了後、6の「点検報告書」及び「点検票」とともに「作業完了報告書（様式2）」を「業務完了届」に添付して委託者に提出すること。

## 8 責任者の選定

受託者は、業務遂行を指揮監督するため、防火対象物点検資格者の資格を有するものの中から監督者1名を定め、氏名等を記載した書面及び別途委託者が指示する書面を履行開始前に委託者へ提出すること。変更等があった場合には都度委託者へ書面を再提出すること。

## 9 安全の保持

受託者は、業務の実施にあたって、受託者の従業員及び第三者、各防火対象物の児童

生徒等に対する事故防止に留意すること。

## 10 秘密の保持

受託者は、業務遂行上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

## 11 その他

- (1) この業務は防火対象物点検資格者の資格を有するものを含む2名以上で行うこととし、有資格者の資格者証の写しを履行開始前に委託者へ提出すること。また、点検従事者の氏名等を記載した書面を履行開始前に委託者へ提出し、変更等があった場合には都度委託者へ書面を再提出すること。
- (2) 点検開始前に、防火管理者に有資格者の資格証を提示し確認を受けること。
- (3) 業務に従事する者は、常に清潔な制服等を着用することとし、胸部に名札を付けること。また、受託者は、常時従業員に身分証明書を携行させること。
- (4) 業務の実施に必要な工具器具は、受託者の負担とする。
- (5) 業務の実施にあたって、受託者の不注意により生じた故障、破損及び事故等については、一切受託者において責任をもって処理すること。
- (6) 業務上の負傷又は死亡等の事故については、一切受託者の責任とする。
- (7) 点検は、平日の8:45から16:45の間に実施すること。ただし、履行場所の施設長が認めるときはこの限りではない。
- (8) 業務の実施にあたって、節電、エコドライブ等の省エネに努めること。
- (9) 業務の実施にあたって、「消防法」、「建築基準法」その他関係法令等を遵守すること。

## 12 担当

札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課  
放課後児童係 菊地 (Tel011-211-2989)